

宮城県行政評価委員会
政策評価部会（平成28年度第2回）

日 時：平成28年7月12日（火曜日）

午前10時から正午まで

場 所：行政庁舎11階 第2会議室

平成28年度第2回 宮城県行政評価委員会政策評価部会 議事録

日時：平成28年7月12日（火）午前10時から正午まで

場所：宮城県行政庁舎11階 第2会議室

出席委員：井上 千弘 委員 本岡 愛実 委員 稲葉 雅子 委員
内海 康雄 委員 佐々木 恵子 委員 鈴木 孝男 委員
寶澤 篤 委員

欠席委員：高力 美由紀 委員 福本 潤也 委員

司 会 ただいまから「宮城県行政評価委員会平成28年度第2回政策評価部会」を開催いたします。

開会に当たりまして、宮城県震災復興・企画部長の伊東より御挨拶を申し上げます。

震災復興・企画部長 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきたいと思えます。

まず、本日は大変お忙しい中、またお暑い中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。この県の政策評価・施策評価につきましては、おかげさまをもちまして、去る5月20日の第1回の政策評価部会から延べ14回にわたる分科会を経て、本日の第2回の部会を迎えることができたということでございます。委員の皆様には大変お忙しい中を、短時間に集中して御審議をいただきましたことに、この場をお借りいたしまして厚く感謝を申し上げたいと思えます。本当にありがとうございました。

各分科会におきましては、県の評価原案に対して専門的な見地や県民の視点から様々な御意見、御助言をいただいたと伺っております。県といたしましては、皆様から頂戴いたしました貴重な御意見等を十分に受け止めまして、今後の県政運営に生かしてまいりたいと考えております。

本日の政策評価部会でございますが、各分科会の審議結果をもとに、行政評価委員会としての答申案を御審議いただくということで考えております。この答申案がまとまりましたら、知事に答申をいただきまして、その後、県において御意見に対する対応方針を取りまとめます。その上で、最終の評価書を作成いたしまして、議会に報告、そして公表と進めてまいりたいと考えております。

本日は大変限られた時間ではございますが、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが開会の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司 会 なお、伊東部長は公務のため、これにて退席させていただきます。

震災復興・企画部長 大変申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会 続きまして、定足数の報告をさせていただきます。

本日は、井上部会長はじめ7名の委員に御出席いただいております。全9名の委員の半数以上の御出席であり、行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定による定足数を満たしておりますことから、会議は有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

進行については、行政評価委員会条例第4条第1項及び第6条第6項の規定により井上部会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

井上部会長 それでは、会に先立ちまして一言だけ御挨拶させていただきます。

先ほど部長からの御挨拶にもありましたように、5月下旬から6月中旬の非常に短い間、皆さん仕事がお忙しい中、行政評価の資料を読み込んで、かなりの数の分科会で熱心な議論がなされたと伺っております。大変ありがとうございました。

本日はいよいよその取りまとめということで、一つの区切りになるかと思えますので、引き続き活発な御議論をいただきまして、ぜひ宮城県の行政にうまく反映できるように、皆様からの建設的な意見をまとめていければと思いますので、どうぞ御協力をよろしくをお願いいたします。

それでは、これより議事に入りますけれども、それに先立ちまして、議事録署名人を指名したいと思います。順番でやっていただいておりますが、前回の政策評価部会では福本委員と寶澤委員をお願いしておりましたので、今回は稲葉委員と内海委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、稲葉委員、内海委員よろしくをお願いいたします。

次に、会議の公開についてですが、行政評価委員会運営規程第5条の規定により、当会議は公開といたします。

それでは、お手元の議事次第に従って議事を進めてまいります。

まず、次第の(1)「平成28年度政策評価・施策評価に係る県民意見について」、事務局から御説明をお願いいたします。

企画・評価専門監 皆様、お忙しい中集中して御審議いただき、誠にありがとうございました。

資料1に基づきまして、県民意見の提出状況、提出結果に関して御報告させていただきます。

それでは、資料1を御覧ください。県民の皆様からの意見の聴取につきましては、評価の基本票を5月27日に公表し、各政策・施策に対する県の自己評価の状況を県民の皆様にご覧いただくという形で実施しました。

意見募集の期間は、5月27日から6月27日までの31日間として、この間、県のホームページなどで情報提供を行いました。また、新聞やラジオ、メールマガジン、フェイスブックによる周知等も行いました。さらに県庁と各地方振興事務所、市役所、町村役場におきまして、チラシの配布を行って周知をいたしました。残念ながら、結果としては、意見の提出はございませんでした。県といたしましては、引き続き県民意見の聴取方法について工夫をしてみたいと考えております。

県民の意見に関しましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

井上部会長 どうもありがとうございました。
残念ながら御意見の提出はなかったということですが、広く情報の提供と周知をされていたということでございます。
只今の御説明につきまして、御質問、御意見等はございますか。

寶澤委員 今回行政評価をやっている、県民への広報を行った結果、意見聴取はゼロでしたというのを行政評価委員会に出されたら、結構冷たいコメントをされるような感じがします。どのくらいの方がこの意見を求めていることを認識したかというようなことをきちんと把握していかないと、本当はいけないのかなという気がいたします。
募集について知っていて特に意見がないということだったらゼロでもいいですけども、知らなかったし出さなかったということだと、やっていた意味があるのかということにもなります。工夫しますということだったので、それでよろしいかと思えますけれども、今まで委員会でこれが出てくると、きっと厳しいことを言われていただろうなと思っています。

井上部会長 ありがとうございます。その他御質問、御意見等ございますでしょうか。

内海委員 これまではどうだったのでしょうか。昨年もなく、今年もなくという、何か考えなくてはいけないと思うのですが。

企画・評価専門監 昨年度はゼロで、平成26年度は2件、25年度は1件という状況でございます。

鈴木委員 去年も同じような質問をしたかと思うのですが、今のところ改善策をどのようにお考え、工夫というところでは具体的にどのようにお考えか教えてください。

企画・評価専門監 まず、最近フェイスブックを見る方が多いということなので、広報の手段にフェイスブックを加えたというのが新しいところでございます。
また、Date fmやTBCラジオのラジオ放送も導入しております。

鈴木委員 結構費用もかかっているのですか。新聞に掲載されて、それでゼロ件というのは少しもったいない気がします。アンケートなど、これまで色々されてきたようですが、今までの方法だとかなり効果が薄いと思います。来年はかなり大胆に別の方法を考えない限り、増えないと思いますので、よろしくお願いします。

井上部会長 その他ございませんでしょうか。

本 岡 委員 広報は県政だよりには載せていないのでしょうか。県政だよりに募集していますという広告を出していただけると、結構読まれるのかなと思うのですが。

企画・評価専門監 県政だよりは各戸に配られていますので効果的な手段ですが、隔月発行となっておりますので、今回はタイミングが合わず、使っておりません。
また、新聞と重複した掲載はしないということになっています。今回はそうい

った事情で新聞での広報といたしました。

本 岡 委 員 新聞だと1日だけですが、県政だよりだと、公民館での催しとか、色々なイベントもあるので、結構見ると思うんですね。年配の方も結構丁寧に見ていると思いますので、この5月から6月に合わなくても、予告でもいいので、県政だよりへの掲載を御検討いただけたらと思います。

企画・評価専門監 分かりました。原案の確定時期や公表の時期などを早めに固めるのは難しいところはございますけれども、極力早めに周知できるようにしたいと思います。

井上部会長 その他ございませんでしょうか。

實 澤 委 員 この広報には大体どのくらいのお金がかかっていますか。

企画・評価専門監 当課として予算をとっているのではなくて、広報課が行う県全体の広報の一環として行っています。

實 澤 委 員 僕らも結構チラシを作るんですけども、チラシを作ると結構費用がかかりますよね。これについても広報課に聞かないと分からないということですか。

企画・評価専門監 外注して作っているのではなく、自前で印刷しております。

鈴 木 委 員 何度も言ってすみませんが、今日のこのアンケートの結果が政策評価部会で出てきたら、「概ね順調」どころか、C評価になってしまう可能性がありますので、手法のところはもう少し検討していただければと思います。

企画・評価専門監 こういったパブリックコメント以外の手法として、県民意識調査というものを年に1回行って、震災復興計画に基づく施策や年ごとにいくつか定めたテーマ別の項目について、4,000人を対象として意見をいただいております。今回の基本票にも反映されていますとおり、そういった手法でも県の施策に関しては意見をいただいておりますが、さらに工夫したいと思っております。

井上部会長 その他ございませんでしょうか。

今、委員の方々から貴重な御意見をたくさん出していただいたと思います。ぜひそれを反映の上、次回以降の広報についてよく御検討していただいて、次のときには評価が「概ね順調」になるようお願いいたします。

では、続きまして、次の議事に移らせていただきたいと思います。

議事の(2)「平成28年度政策評価・施策評価に係る各分科会の審議結果について」、初めに、事務局から審査経過等の御説明をお願いいたします。

企画・評価専門監 それでは、お手元の資料2を御覧いただきたいと思います。

これまでの審議経過、本日の議事や今後の予定に関しまして、簡単に御説明申し上げます。

初めに、これまでの審議経過でございますけれども、皆様に大変お忙しい中御協力いただきまして、5月17日に知事からの諮問、その後の20日に第1回の評価部会を開催させていただいております。

その後、第1分科会から第3分科会まで14回にわたり、基本票に関して御審議をいただいております。各分科会の審議結果につきましては、先に委員の皆様に取りまとめていただいております審議結果報告書をもとに、資料3として、「平成28年度行政評価委員会政策評価部会分科会 審議結果報告書」をまとめさせていただいております。

また、この資料3をもとに、次の資料4の「平成28年度政策評価・施策評価について（答申）（案）」をまとめさせていただいております。

具体的な見方として、例えば資料4の16ページを御覧いただきたいと思います。15ページからが各施策の判定になっています。16ページでございますけれども、こちらは政策1に関しての基本票に行政評価委員会の意見を示したものでございます。16ページの上段から、17ページの中段に「政策を推進する上での課題と対応方針（原案）」というところがございまして、ここまでが県の評価原案ということでございます。その下に「宮城県行政評価委員会の意見」という欄がございまして、こちらに、先ほどの分科会の報告書に基づきまして、各政策・施策ごとの意見や判定を入れております。

例えば、この17ページの政策に関しましては、政策の成果に関して判定が「適切」、つまりページの一番上に「概ね順調」という判定がございまして、この県の判定が「適切」という判定をいただいております。右に示したとおり、「評価の理由が十分であり、政策の成果について『概ね順調』とした県の評価は、妥当であると判断される」ということになっております。

さらに、その下には、政策を推進する上での課題と対応方針に関する意見をいただいております。一つ上に課題と対応方針の原案がございまして、こちらに対する意見を入れているということでございます。

この資料4に関しましては、政策・施策ともに、このように意見を入れております。17ページ以降も同様の作りになっております。

それでは、資料2に戻っていただきたいと思います。

只今、審議結果と答申案を見ていただきましたが、本日の議事（2）「平成28年度政策評価・施策評価に係る各分科会の審議結果について」に関しましては、3つの分科会に分けて審議いただいておりますので、各分科会からの結果報告につきまして、各分科会長から簡単に御報告をお願いしたいと考えております。

分科会の報告の際には、資料4によって、概要とポイントを御説明いただきたいと思います。

次に議事の（3）「平成28年度政策評価・施策評価に関する答申案について」でございますけれども、これは各分科会の報告を踏まえまして、資料4の答申案の全体について御審議をいただくことを考えております。

最後に、今後の予定でございますけれども、本日取りまとめいただきました審議結果につきまして、7月26日に知事に答申していただくことを予定しております。その答申を受けまして、県では行政活動の評価に関する条例第10条の規定に基づき、答申に対する県の対応方針及び最終の評価結果を記載した評価書を作成します。その書面に関しましては、9月中旬の公表を予定しております。

資料2に関する説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

井上部会長 御説明ありがとうございました。

只今事務局から御説明があったような流れで、本日の審議を進めていきたいと思っておりますので、まずは各分科会の審査結果につきまして、各分科会長から御報告をお願いしたいと思います。

今御説明があったように、資料4から適宜要点を出していただいて、御報告いただければと思います。

まずこの場では、各分科会からの御報告をいただいて、その上で御報告いただいた内容に関して質疑を行います。それに関しましては次の議事(3)「平成28年度政策評価・施策評価に係る答申案について」で行いたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、今の流れに従いまして、まず第1分科会の審査結果について、分科会長である内海委員から御報告をお願いします。なお、各分科会の御報告は目安として10分位でお願いしたいと思います。

それでは内海委員、よろしくお願ひいたします。

内海委員 それでは、第1分科会から御報告をいたします。

第1分科会は私と稲葉委員と高力委員の3名で審議を行いました。

資料4の16ページ、先ほど御説明ありましたところから、主に商業、産業、農林水産業の分野に関する7つの政策、それから19の施策について審議をいたしました。

まず政策1「育成・誘致による県内製造業の集積促進」では、政策全体につきましては17ページの下に書いてございますとおり「適切」ということですが、コーディネーターについて、もう少し記載してくださいということを書いてございます。

それから、18ページの施策1「地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興」では、20ページに書いてございますけれども、「概ね適切」としております。施策の目的との整合が図られていない部分があるということと、企業立地件数増加のための強化策について、色々行われてはいますけれども、具体的なところを書いていただきたい、ということを書いてございます。

次の22ページの施策2「産学官の連携による高度技術産業の集積促進」についても「適切」ということでございます。

後ほど第1分科会についてはまとめてお話しいたします。

それから、施策3「豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興」、これも「適切」でございます。沿岸地域が、津波の被害で、特に土地についてうまく確保できないというところがネックになっているということでもございました。

それから26ページの政策2「観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化」、これは「適切」ということで、特にコメントはございませんでした。

28ページの施策4「高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興」については「概ね適切」でもございました。一部不十分な点はありますけれども、「やや遅れている」という判断はそのまま良いということでもございます。

次の施策5「地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現」、これは「概ね

適切」でございます。これも目標指標の実績値のみでは、内容を十分に把握できないということでもございました。また、各種の外国人観光客のプロモーションについても記載するように、としております。

それから、政策3「地域経済を支える農林水産業の競争力強化」については、34ページに飛びますが、「適切」ということでもございます。

施策6「競争力ある農林水産業への転換」については、判定は「概ね適切」としてあります。アグリビジネス関係について課題と対応方針をお示しいただきたいとしてあります。

施策7「地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保」についても判定は「概ね適切」となっております。具体例を示してくださいとしてありますが、全部書くのは無理ですので、特に優れたものを書く、評価の理由として分かりやすいのではないかと思います。

それから42ページの政策4でございます。「アジアに開かれた広域経済圏の形成」、これは「適切」という判定でございます。これもかなり扱う範囲が広がっておりますから、なかなか難しい点もあろうかと思います。

44ページの施策8「県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進」、これは判定が「概ね適切」ということで46ページに記載されております。これも実績値のみでは成果を把握しにくいので、補完するデータをお示しくささいとしてあります。

施策9「自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成」は50ページにあります、が、「概ね適切」としてあります。

それから、次の52ページ、政策5「産業競争力の強化に向けた条件整備」は「適切」としてあります。

次の施策10「産業活動の基礎となる人材の育成・確保」についても「適切」でございます。

56ページの施策11「経営力の向上と経営基盤の強化」、これは「概ね適切」という判定でございます。これも目標指標について議論がございました。

58ページの施策12「宮城の飛躍を支える産業基盤の整備」は「概ね適切」としてあります。

今度は宮城県震災復興計画の体系です。152ページを御覧ください。

政策3「『富県宮城の実現』に向けた経済基盤の再構築」ですが、判定は「概ね適切」としてあります。

154ページの施策1「ものづくり産業の復興」につきましても、「適切」としてあります。

それから158ページの施策2「商業・観光の再生」、これは160ページで「概ね適切」としてあります。

162ページの施策3「雇用の維持・確保」については「概ね適切」でございます。

164ページの政策4「農林水産業の早期復興」も「概ね適切」です。

続きます施策1「魅力ある農業・農村の再興」、これは「適切」とさせていただきます。

施策2「活力ある林業の再生」、これは「適切」としてあります。

それから170ページの施策3「新たな水産業の創造」、これは172ページを御覧

いただくと「概ね適切」としております。

174 ページの施策4「一次産業を牽引する食産業の振興」も「概ね適切」となっております。

それで、政策につきましては、7つのうち「適切」が5、「概ね適切」が2、「要検討」は0、施策につきましては、19のうち「適切」が6、「概ね適切」が13、「要検討」が0となっております。

施策につきまして、「概ね適切」としました主な判定理由ですけれども、やはり目標指数だけではなかなか成果が把握できない部分がありますので、データや具体的な例を出していただきたいということでございます。

それから、政策において「概ね適切」とした理由としましては、各施策間を横断する取組の状況についても触れて評価の理由を示す必要があるということです。

それから、意見については記載のとおりで、政策については、施策ごとの記載のみとなっているところがあるので、政策全体の課題と対応方針についても書く必要があるということです。また、書きぶりが違っているところもございました。

具体的には、政策全体について対応方針を書いたら、その後ろに括弧書きで、例えば、施策の1と3と4が対応するというを書いていただけると、各政策と施策のつながりが分かるのではないかと思います。

審議の結果は以上でございます。

井上部会長 どうもありがとうございました。

それでは続きまして、第2分科会の審査経過について分科会長の本図委員から御報告をお願いいたします。

本図委員 それでは第2分科会については、資料3の目次部分を御覧ください。佐々木恵子委員、寶澤篤委員、ビジョンの政策9については福本潤也委員、それから私、本図という3名プラス1名、部分的には福本委員が関わっていただくという構成で、審議をさせていただきました。主に、福祉、医療、教育の分野です。

資料4の10ページを御覧ください。ここに今申し上げました分野のビジョンの政策6、7、8、9、10がございます。それから12ページを御覧ください。震災復興計画では、政策2と政策6ということで、医療、福祉、教育の分野の県の評価原案について検討させていただきました。

10ページに戻りますと、政策については、大体「適切」としておりますが、施策については、御意見を述べさせていただくというものが多く、「概ね適切」としてしております。個別には申し上げませんので、大体そのような傾向だったということで御理解いただけたらと思います。

ただ、政策9「コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実」は、政策と施策が1対1の関係ですので、政策についても施策についても「要検討」ということになりました。その理由としては、資料4の102ページから政策9と施策24と続いており、103ページの判定理由に書いておりますように、コンパクトで機能的なまちづくりという大変大きく、重要な方向性の政策についての目標指標が、「新商店街再生加速化計画の策定数」、これは取組指標になるかと思うのですが、これと「1人当たり年間公共交通機関利用回数」、これはいわゆる成果指標なのかも知れないのですが、この2つの指標だけで県の御判定が「概ね順調」とさ

れており、そう判断できるのかという率直な疑問がありました。この間マスタープランなども策定されて御努力も色々なさっているところでもあります、やはり震災復興という観点も含めると、こういった2つの指標だけで「概ね順調」と判断するのは、県民目線からすると難しいのではないかとということがございました。それが「要検討」の理由です。

そのほかに、大きなところでは、先ほど申し上げましたように、施策については「概ね適切」が多く、課題と対応方針を含めて意見を述べさせていただきましたが、具体的には2つの傾向がありまして、1つは、例えば、資料3の40ページをお開きください。政策8の施策23になります。

生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興ということで、40ページの下のところに、県の施策を推進する上での課題と対応方針に関する意見として、実績値について分析して、より具体的、短期的な課題と対応方針を示してほしい、ということで、意見が「ある」にしております。

県原案に当たるものが資料4の98ページからになります。99ページに県の課題と対応方針の原案があって、この課題の書き方が方向性ということに終わっていますが、この施策の中での課題と対応方針ですから、短期の課題を導いていただいて、その課題についての対応方針として、日時を区切って、短期でどれくらいやろうとしているのかということをお書きいただきたいと思います。只今、例として、施策23についてだけ申し上げましたが、大体の施策については、こういったことが問題なのではないかということです。

それから、震災復興の計画でもう一つ議論になった点がございます。例えば、資料3の審議結果報告の48ページ、震災復興計画政策2の施策2を御覧いただけますでしょうか。これも下のほうの「県の『施策を推進する上での課題と対応方針』に対する意見」の内容と、上段の「県の評価『施策の成果』に対する判定」の判定理由のところを見ていただきたいのですが、こちらでは、設定されている目標指標の実績値のみでは判定し難いということを書かせていただいております。

資料4の144ページを見ていただくと、より御理解していただきやすいかと思うのですが、今施策2について申し上げましたが、政策2全体について、「安心できる地域医療の確保」から、「未来を担う子どもたちへの支援」、「だれもが住みよい地域社会の構築」と、全部目標指標がハードの復活になっているんですね。これは震災当時には大変重要な点で、ハードを復活させていくということは、目標指標として妥当だったと思うのですが、現在もなおこういった目標指標だけで良いかという議論がございました。

先ほど見ていただきましたところにつきましても、もしハードだけしか書けないとしても、やはり先ほど申し上げました第1点目、短期の課題を分析してほしいということになりますが、そうすると、なお課題と対応方針の書きぶりも重要になってくるのではないかとということをお体共通してお願いした次第です。

その2点について、今後御検討いただけたらという報告案になっております。

それから、あと2つ、審議経過報告書に関してございまして、今回事務局で御苦労していただいて、私ども委員の空いている時間のところで審議の時間を作っていただきましたが、評価案を作ることについてはメールでの審議になってしまっていて、事務局で手堅く文章を吟味していただいた結果ということですのでけれども、次の審議会の前に前回の評価の案を検討するか、あるいは評価だけの時間

として、もう一度お呼びいただいて、みんなで審議を行ったほうが良いかなという点がございました。

それから、震災復興のほうも6年目となると、もうハード復活だけの目標指標では、県民からの信頼に応え難くなりつつあるのではないかというように思います。先ほどの点にも絡みまして、事務局で出しておられます政策評価、施策評価のマニュアルを見直していかないと、原票の施策の方向は本当に政策の目標なんですかという、前回厳しい御意見も出てきたこともありますし、この政策評価も10何年以上続いてきて、大変大事な本県の財産かと思えますけれども、評価委員の私たちから様々な意見を申し上げておりますが、マニュアル自体を拝見していると、ここから評価として上がるよう、簡素だけれども効率的なものに変えていく必要があるのではないかなという気がしております。

マニュアルでは、例えば、取組指標と成果指標という分け方なども書いてありますけれども、なぜこれが取組で、なぜこれが成果なのか、その必然性は何なのかというのは原票からは理解し難いですし、ストック型とフロー型で分けていることがどういうメリットで、どういう評価の精緻さにつながっているのかというのが、私は、何年もこの委員会をやらせていただいているのですが、分からないところがあります。毎年2月になって各担当課で一斉に評価をやらないといけないということで、とりあえずマニュアルにのっとって、とにかくやりましたというような感じになっているところがありますので、マニュアルの見直しをぜひ御検討いただきたいということを、審議結果の報告案を作成している中で感じました。

井上部会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、第3分科会の審議結果につきまして、分科会長の私から報告させていただきます。

第3分科会では、鈴木委員、福本委員、そして私の3名で、合計5回の分科会において資料3の第3分科会の構成にある7つの政策を審議してまいりました。

資料4の11ページに、宮城の将来ビジョンにおいて我々の分科会で審議した4つの政策の結果がまとまっております。

それから、12ページから13ページにかけて、政策1「被災者の生活再建と生活環境の確保」、13ページの政策5「公共土木施設の早期復旧」、そして政策7「防災機能・治安体制の回復」について具体的に審議をいたしまして、その結果がこのようにまとまっております。

今、タイトルだけ見ていただいて、大体御理解いただけるかと思うのですが、我々の分科会では、環境ですとか、社会基盤、防災、そういうところがキーワードになるような内容の政策・施策について審議してまいりました。

ビジョンの方が4政策で、その中の施策は7施策になります。ビジョンについては、1政策1施策というものが2つございました。

それから、震災復興計画の方は3政策で11施策ありましたが、そのうちの震災廃棄物の施策は既に完了したということで、実質的に審議したのは10施策です。

今、概要で見ていただきましたように、「概ね適切」という判定が多く、政策の方で一部「適切」というような判定をしたものがありますけれども、大部分が「概ね適切」ということで、評価の理由や課題と対応方針について少し書き足してく

ださいというような意見を付しております。

その中で、一つの施策だけ、ビジョンの政策 14「宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり」の中の、施策 31「宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実」という施策の評価について「要検討」とさせていただきます。こちらを中心に説明させていただきたいので、131 ページをお開きください。

130 ページから 131 ページにかけて、この施策の県の評価原案と、我々の意見をまとめておりますが、県の原案は「やや遅れている」という評価であり、確かに目標指標の一つ「C」が入っていて、少し遅れているという書きぶりですけれども、全体的に、事業等も含めて施策の方向と照らし合わせると、それほど遅れてはおらず、この指標にとられ過ぎた評価をしていると思われるので、もう一度評価を見直してください、という意見を付して、こういう形でまとめております。

判定理由はそういうところですが、県の評価について、他でも共通する問題ですけれども、例として我々の分科会で共通的に出てきた問題を幾つか列挙させていただきます。

今も申しましたように、他にも評価が目標指標の達成度に偏り過ぎて、施策全体を十分見ていないのではないかなという傾向がございました。

先ほど本図委員から第2分科会でも話題になりましたということでしたが、県のマニュアルを見ますと、この評価自体は施策の評価原案の中の、目標指標の達成状況、県民意識、社会経済情勢、そして事業の成果等の4項目を総合的に評価して、どういう段階であるかという書き方をしなさいということになっているのですが、ここでもそうでしたし、他の施策等でも、この目標指標が達成できているからいいとか、目標指標が達成できていないから評価が良くないとされていることが多く、全体が見渡されていないように思います。必ずしも目標指標に施策で行う方向性に沿ったものが全部盛り込まれているわけではなく、中には目標指標になかなか反映されにくいようなものもあるので、もう少し全体を通じて評価していただきたいというのが1点ございます。

それから、これは来年以降の方向性ということで、事務局にはお願いしていたのですが、この施策評価原案のところについて、マニュアルの中でこの4項目は書きなさいとあるのですが、その結果としてこの施策をどう評価するのか、その総括を書く部分がなくて、多分担当の方はその辺で少し苦しめたのではないかと思いますので、やはり総括的にこの4つを見渡してどうなのかが分かるようマニュアルを改定していただいた方が良いでしょうという話をさせていただきました。

それから、これは毎回分科会等の審議の中では指摘してきたところでもあるのですが、この130ページの目標指標に関して、2つともハードの工事で、割合長い年数をかけて達成されていくようなものですが、こういった指標の多くが、工事が完成すれば100%で、それまではできていないから0%だというような評価をされている場合が多い。そうすると、ずっと「C」で経過して、ある年になって完成したら「A」になるという形になり、その施策がどこまで進んでいるのかというのは、この資料からでは全く判断できないので、指標がすぐに直せないということであれば、これを説明する補助指標なりを、どこかに書き込んでいただ

いて、それにより評価できるようにしていただきたいということです。

この施策を議論したときに、例えば、この目標指標の1番については、入札の問題等があって、着手するまでが大変だけれども、着手率は実際87%ぐらいで、評価としては「B」になるというやりとりをさせていただいておりますので、そういった工夫をぜひお願いしたいということです。

それから、先ほど本図委員から御指摘があったことと重なると思うのですが、特に施策の方向性の体系づけというか、この最初の書きぶりについても、例えば、見出し的に何々についてというような幾つかに分類できると思うのですが、そういう見出しなどをつけるだけでも随分見やすくなりますし、その見出しに沿ってそれぞれの方向に沿って目標指標や事業がどう進んでいるかというようなことを評価原案又は課題と対応方針のところでもとめていただくと、我々にとっても理解しやすい形になり、県民の方が見ても分かりやすい形だと思いますので、そういう工夫をできないものかというところです。

ちなみに震災復興計画では、少なくともこの施策の方向については見出し的な書き出しががついていますので、ビジョンと比べると、震災復興計画の方が少し見やすい感じはあるということです。そういったところが主な内容です。

個別については、各施策・政策のところに書き込んだことを後ほど見ていただければと思います。なお、こういった我々の判定の作成の際に、時間がないこともあって、例えば、審議の中で指摘があって県から御回答いただいたことや、事前質疑のところでも質問をして回答してもらったようなこともあります。それについては個々に書き込んではありません。そういった内容や当日出された意見、あるいは県からいただいたコメント等も適宜御担当課の方ではまとめられていると思うので、そういった、分科会の審議を通じて議論されたことについては、担当課の方でぜひ対応していただきたいということを申し添えたいと思います。

以上でございます。

それでは、各分科会から審議状況について御報告いただきましたので、それらに基づきまして、議事(3)「平成28年度政策評価・施策評価に係る答申案について」の審議に入りたいと思います。

まず、資料4、既に中身を見ていただいていると思いますが、その目次をまずお聞き願いたいと思います。

こちらは、「Ⅰ. 答申に当たって」、それから「Ⅱ. 調査審議の方法」、「Ⅲ. 調査審議の結果」、「Ⅳ. 宮城県行政評価委員会政策評価部会の判定及び意見」の4項目から構成されております。この答申案の審議については、まず「Ⅳ. 宮城県行政評価委員会政策評価部会の判定及び意見」の項目からお願いしたいと思います。

まず15ページからその記載がございますが、15ページ以降のところ、只今各分科会長から審査結果について御報告がありましたけれども、それに関して何かお気づきの点とか、補足の御意見等がございましたら、各委員からぜひお願いしたいと思います。あるいは分科会長からも、補足等がございましたら、あわせてお願いしたいと思います。

寶澤委員 各論になりますが、基本的に本図委員が先ほど総論的なことは言ってくさっているのですが、このコメントそのものを書き換えるべきということではないのですが、これは一般の方々に公開される資料ですので、例えば、この資料の62ペー

ジ、政策 6，施策 13 の目標指標に保育所入所待機児童数というのがあります。これは初期値が 511 人で、126 人まで減らすことを目標としていて、今回の実績値は 507 人のために「C」評価となっているのですが、ここについて、担当課からの説明によると、実はこの指標は差分で見なければいけないと。すごい勢いで保育所を増やしているけれども、結局追いついていなくて、その差分だけはずっとこの 500 人のまま推移しているということだそうです。説明を聞くと、すごく頑張っているんだけれども、まだまだニーズに追いついてないんだということが分かるのですが、この資料だけを見ていると何もしていないように見えてしまうのですね。一応意見として追記はしているのですが。

だから、ここに書いてありますけれども、我々から注釈をしなくても、この資料だけを見て、そういった状況がきちんと分かるように提示していただきたいということが全般にあります。先ほど井上部会長からもお話があったとおり、指標にとらわれ過ぎていて、指標のギャップでしか資料には出てこないの、指標になっている値について、その当時は幾つあって、何個足りなかったところに対して何%増加させたけれども、ニーズも増えていて足りなかった、というようなことがきちんと説明されていないと、単にギャップが変わらなかった、県としては何もしていないんですねというふうに一般の方から見えてしまうので、指標にとらわれ過ぎず、実態がきちんと分かるような形で説明していただきたいというのが 1 点です。

また、行政評価委員の評価も受けて色々対応してもらっているのですが、やったことが変わっているにもかかわらず、評価原案では去年と同じようなことを書いていて、また同じことを指摘されるというパターンが続いているので、PDCAを回しているのだったら、そのアセスメントに基づいて、どういうことをやったかということを書き込んでいただく必要があるということ、多分本図委員が指摘したマニュアルからということになると思うのですが、追加発言させていただきます。

井上部会長 ありがとうございます。

その他、今のことに関連してでも結構です。それ以外のところでも色々あると思いますが、いかがでしょうか。

本図委員 今皆様の御意見にもあったように、マニュアルの改定についてですけれども、これを今回の答申文書に、具体的に言うと今資料 4 の 8 ページの最後のところに、その他としてマニュアルの改定も御検討いただきたい旨を追記することは可能ですか。

企画・評価専門監 資料 4 の 7，8 ページ、こちらは政策評価・施策評価の判定等に際して付していただいた主な意見として、個別の意見に共通するようなものや、典型的なものをここに示しております。ですから、各分科会の中でマニュアルに関して、主な意見として出されており、かつ、何らかの形で盛り込む必要があるということであれば、その表現の仕方やまとめ方には工夫が必要だと思いますが、部会長に御相談させていただきながら検討したいと思います。

井上部会長　その他ございませんでしょうか。

内海委員　指標についてですけれども、例えば、就職率という指標があり、A判定となるためには100%にしないといけないのですが、これは100%にはならない指標ですから、例えば95%でも大変良い値なので、指標の判定のところに幅を持たせるとか、例えば、大変うまくいって達成率が120%とか123%になったものをAではなくてS評価にするなど、国では今S・A・B・Cの4段階評価となっていることもあるので、検討していただければと思います。

ただ、これについてもマニュアルについても、変えるタイミングや、変えられる時期などがあるでしょうから、只今御提案があったように附帯事項等の形で入れていただければ、将来変えるときに、今までこういう意見があったからということで、変えやすいと思います。

企画・評価専門監　分科会でもいただいた意見でしたが、確かに100%になりにくい指標は幾つかあると思いますが、全般的にはそうではない指標が多いということ、また、今まで、100%以上がA、80%以上がB、80%未満がCという3段階で評価してきておりますので、その経過や推移を見られるようにする必要があります。また、例えば、100%になりにくい指標がB判定となったときに、御意見もいただいているとおり、目標指標だけに偏らない評価の仕方でも成果の書き方を工夫していただければ、指標にB判定のものがあつたから必ず「遅れている」という評価になるものではありません。したがって、只今の御意見については、評価の仕方など、指標の改正以外の方法により検討したいと思います。

稲葉委員　本図委員のおっしゃるマニュアルに関係があると思うのですが、今のお話にあった目標指標の達成度について、例えば、Aが殆どで、Cが1個だけあつた場合に、こちらの施策だと「概ね順調」だけれども、別の施策は「やや遅れている」ということがありました。また一方で、なぜこの施策は、こんなにCがあつても「概ね順調」なのだろうというような議論が私どもの間であつて、達成度の全体平均のようなものをもって良いのかとか、何か判断基準みたいなものがあると良いなどと思つました。

企画・評価専門監　指標にはストック型とフロー型があり、また、その政策によって位置付けが違いますので、Aが何個だと「概ね順調」とか、一律に決めることは難しく、また、先ほど申したとおり、指標の達成度はA・B・Cが出てくるので、一見すると目立ちますが、そこだけではなくて、逆に指標では分からない成果を補完的に記載しなさいという指摘も受けており、そういった記載を徹底させることによって、4つの評価基準で総合的に見ていただきたいと思います。

寶澤委員　嬉しい説明をありがとうございます。何回見ても全般的には漠然としているのに、評価指標がA2つだったので「順調」と書いてあるものについて、本当に全般として「順調」と判断して良いのだろうかと思うようなことがありました。逆に、全体としては結構進んでいるのに、たまたま評価指標がうまくいっていないために悪い評価だったということもあるので、そのような場合にどう評価するか徹

底していただきたいということが1つです。また、個別に1個1個の政策・施策についての意見等をもう少し詳しく書いてはどうかというところです。先ほど井上部会長から、「個別には、きっとメモしてあるから大丈夫だと思いますけれども」というコメントがありましたが、どこまで詳しく書き込めば実際に担当課が意見を反映してくれるのかというところです。僕はまだ経験が短くて、去年指摘したのに何も変わってなかったということに今回初めて衝撃を受けて、その点をどうしたらいいですかという質問だったのですが、この、担当課にどう伝えていくのかといったところを工夫していただければと思います。

同じく、資料4の7ページ(2)で、「長期的視点のみならず短期的視点も加えて」とあるのは、先ほどの課題で目標指標が、例えば具体的には「健康寿命を延ばす」と書いてあるだけで、その後何をやるか分からないようなところに、具体的にはこんなことをやりながらそこにつなげていきますということを書いていただくということだと思いますが、担当課の方はどのくらいこれを見ているのでしょうか。また、こういった趣旨が含まれているということは御説明されるのでしょうか。

企画・評価専門監 答申案がまとまりましたら、対応が必要なところは、当然それに従った対応をしていただくこととなりますけれども、例えば指標も同様ですが、指摘があったから必ず直せるというものばかりではございません。ですから、それはその趣旨を踏まえてやっていただくということになると思います。

他にも個別には申し上げましたが、担当課の方々も部会に直接参加して説明などをし、かつ直接アドバイスをいただいておりますので、当然その内容は理解しております。ただ、理解はしていても、対応できることとできないことがありますので、そういった形での対応をしていただくことになると思います。

特に、今おっしゃっていただいたとおり、7ページの成果についての意見の部分に関しては、分科会長や各委員からの意見をできる限り盛り込んでおります。また、各政策・施策毎に個別に意見を付しているのです、それに従って、できることから対応していただくというように考えております。

寶澤委員 PDCAのうち、県でやっているアセスメントがうまくいっているかどうかということだと思うので、その疑義についてどのように対応するのかというところが重要だと思いましたので、よろしくをお願いします。

佐々木委員 再三出ている目標指標についてですけれども、もう既にAを達成していたら、それから先もずっとAだということですが、量的なものから質的なものに課題もシフトしていけるものがあるのなら、例えば建物ができたらその利用についてですとか、そんなふうに進めていけたらいいのかなというのが一つと、あとは目標指標ありきというような話も再三出ておりましたけれども、政策があって施策に沿って推進していく事業があつてということで、その推進していく事業を見ると、「分析結果」の欄が「ある程度成果があつた」、「成果があつた」が殆どなのですが、「実施状況・成果」の欄を見ると、やった中身だけ書いてあるということが非常に多く、その事業の成果として判断しにくいと感じていますので、事業そのものの評価はきちんとされているとは思いますが、県民の皆さんや私た

ちにもう少し分かりやすいように書いていただけるとありがたいと思っています。

企画・評価専門監 指標に関しては長期的な目標に基づいているので、頻繁に変えるということは難しいですが、例えば達成してそのままずっと変わらないとか、その施策にはソフト面の指標が必要であるとか、そういった理由であれば見直しの必要があると考えております。

ただ、見直すに当たって、現状として、将来ビジョン、震災復興計画という総合計画がございまして、それに基づく各年度の実施計画というものが定められ、それが現在進行しております。つまり、現在進行中の平成28年度の実施計画には指標が既に設定されている状況でございます。

仮に、変えなければならぬという指標があった場合、例えば翌29年度の指標を見直すときに、本当にそれが必要であるのか、代替りの指標として何を設定するか、ということは今から検討するというのは難しいと思います。県の各部門としても、指標をどうやって収集していくかとか、どうやって追っていくかとか、その設定自体に関しても大変苦労しているところです。

ただ、そういった検討をした上で、何かを変えるとか、数値目標を上げることができるといふことであれば、最速であれば29年度の実施計画に盛り込んで、30年度の評価はその指標で見ていただくという形になると思います。

佐々木委員 言葉足らずで申し訳なかったのですが、必ずしも目標を変えていただきたいということではございません。変えられるものはもちろん変えていただければ良いとは思いますが、目標指標は同じであっても、先ほど本図委員もおっしゃった短期的な課題という点で、短期的な課題の中に総説的なものを入れていただくとか、そういう工夫もしていただければ良いと思うということでございます。

企画・評価専門監 先ほど、課題と対応方針の欄に短期的な視点での記述もするという御意見がございましたが、そういった部分に目標数値等を入れて、それを追っていくというような方法も可能かと思えます。

また、事業の成果に関しましても、事業の成果欄の記載例を示したり、作成に当たっての説明会で説明したりしていますが、説明不足の点があれば、補っていきたいと考えています。

井上部会長 その他ございますでしょうか。

内海委員 PDCAについて先ほど話が出ましたが、まず施策をやりました、うまくできましたという評価は確かにやっているのですが、それがかなり近いものがある、中身が同じというのではないでしょうけれども、その具体的な過程などがあまり記載されておらず、分かりにくいと思いました。例えば、ある施策目的のためにコーディネーターがいて、ニーズを調べてマッチングをすることにより成果に結びついているのではないかということ、昨年度何回か指摘していたところ、今年度の評価原案にはコーディネーターやマッチングなどの記載が大変増えていました。説明を聞くと、実際にやってらっしゃるようで、一つの施策だけの

ためではなく、様々な施策に関連して、色々な所へ行っているの、情報共有はされているのかなと感じました。

それからもう一つ、実際に事業を行うときに、事業者の人やサービスを受ける人たちから見て、自分たちのやっていることに近いかが分かるかどうか、また、それが終わった後に、次にどこに行けばいいかということが大事で、それについても色々フォローをされているということですが、それが読み取れることは書いていないようです。コーディネーターという人たちは多分、皆さんあちらこちらでそういうフォローをしているとは思いますが、そういった人たちから広報するときに、こういった意見を聞く先として、どういうメディアがあるとか、その対象になるかなどを、ヒントとして提供できれば良いのではというふうに思っていました。

企画・評価専門監 昨年度、内海委員から、特に産業の分野で、コーディネーターの役割や連携に関して御指摘を受けまして、今年度の分科会でも質疑がありましたけれども、かなり取組は進んでいるということでした。2つ目におっしゃっていた、どうやってフォローしていくかや、広報にも工夫していくという点に関しては、内海委員からの具体的な御指摘を担当課として受けていることから、今後対応が図られていくことになると思います。

井上部会長 その他ございますか。

時間も迫ってきましたので、まずこの答申案の4番、15ページ以降の部分について取りまとめをさせていただきたいと思うのですが、只今色々貴重な御意見をいただいた中では、この答申案の記載について、何か問題があるとか、そういった御意見はなかったかと思えます。むしろこの後に御審議いただく総論の部分については、色々な御意見もいただいていたとは思いますが、全体としては特に御意見がないということで、原案のとおりお認めいただくということでよろしいでしょうか。

(全員異議なし。)

井上部会長 ありがとうございます。では、答申案の15ページ以降については御承認をいただきました。

次に、答申案のいわゆる総論の部分、ローマ数字のⅠからⅢ、1ページから14ページまでの部分につきまして審議を行いたいと思いますので、初めに事務局から御説明をお願いします。

企画・評価専門監 それでは、資料4の前半部分について説明させていただきたいと思えます。

まず、この答申案の1ページ目、「Ⅰ. 答申に当たって」ですが、知事に対して答申をいただくわけですが、行政評価委員会からの答申ということですので、行政評価委員会委員長及び政策評価部会長の連名という形で出していただくものでございます。

次に2ページ目、「Ⅱ. 調査審議の方法」ですが、これは既に御報告いただいておりますので、2ページから4ページまでは省略させていただきたいと思えます。

委員の皆様、お忙しいところ誠にありがとうございました。

次に5ページ目、「Ⅲ. 調査審議の結果」につきましては、各分科会からは御報告いただきましたが、それを総体として示したものです。5ページの(1)は、将来ビジョンの体系で、上が政策、14政策ございます。その下が施策、こちらは33施策ということになっております。見方としては、上の14政策で見てくださいと、政策の成果が「適切」、「概ね適切」、「要検討」いう3つに区分されており、例えば「適切」8政策と書いてあるのは、今年度「適切」と判定された政策が8つありましたということです。下の括弧書きのものは昨年度の数字でございますので、政策に関しては昨年度と同じ数字となっております。

その下に、「政策を推進する上での課題と対応方針」という欄があり、その右に「意見を付した政策数」というものがございます。これは課題と対応方針の原案に対して、いくつの政策に関して意見をつけていただいたかを示しておりますが、例えば政策に関しましては、14政策中12政策について意見を付していただいたというように見ていただきたいと思えます。また、その下の括弧内にありますとおり、昨年度も同じ数字だったということでございます。

同様に、下の33施策に関してもそのような見方で見ていただきたいと思えます。先ほど個別に御説明がありましたとおり、「要検討」が2施策ありました。なお、「適切」、「概ね適切」、「要検討」とは、下に解説がございまして、例えば「概ね適切」とは、県の評価原案、例えば「概ね順調」とか、「やや遅れている」というその評価自体は妥当ですが、その理由が不十分であるなど、そういったものを「概ね適切」にさせていただいており、また、「要検討」とは、県の原案における評価の理由が不十分で、評価の妥当性自体も判定しかねるので見直すべきだというようなものです。先ほど具体的に示していただいております。

次に6ページ目ですが、こちらは震災復興計画の体系に基づくものです。見方はビジョンと同様で、上が7政策、その下が23施策に関する御意見や判定ということになります。こちらでは、「要検討」とされたのがゼロということですが、

次に6ページ下段の「2」については、先ほど少し御説明しました政策評価・施策評価の判定等に関して付していただいた主な意見を示させていただいております。例えば、「概ね順調」という結論は妥当でも、その理由付けが一部不十分なので、具体的にこうすべきだというような意見で、かつ、先ほど審議いただいた個別の政策・施策についての意見の中から主なものをピックアップさせていただいたものを7ページ以降に記載しています。

7ページ上段からは、「(1)政策・施策の成果について」ということで、政策・施策の判定に関して、例えばこういった部分で理由をもう少し補足してくださいとか、不十分とされた主な理由が示されております。①から③までありますが、例えば①に関しては、「施策を包括した政策の成果の評価」とありますが、これは政策の評価の理由づけや書き方に関する意見ということです。ポイントとしては、政策は幾つかの施策によって成り立っているわけですが、その評価に当たっては各施策の評価だけではなくて、それらの関連性を踏まえて、施策間を横断する取組の状況とか、全体の総合的な評価も入れなさい、という御指摘です。

次に②ですが、これは「施策の成果の評価」の仕方に関するものです。2段落構成になっていますが、1段落目は先ほどから出ていますが、目標指標だけではなくて、他の3つの基準、県民意識とか社会経済情勢、事業の成果等も踏まえ

て総合的に評価してください、ということと、各施策には「施策の方向性」というものが示されておりますので、それに沿った形で評価を取りまとめたほうが分かりやすいので、そういう取りまとめ方をしなさい、という御指摘です。

2段目は、事業の成果につきまして、色々社会情勢も変化しているので、事業の結果だけではなくて、社会情勢を受けて、実施過程でこういった状況にあって、こういった効果が出ていますという中間評価、プロセス評価的な要素も含めて示しなさい、というような指摘です。

次の③は目標指標についてですが、1段落目は、調査の発表がなされていないとか、国の調査方法が変わったなどの理由で目標指標が把握できないものがございましたので、そういった場合はその指標を設定した趣旨、施策の方向等を踏まえて、それに代わる成果の把握方法を検討した上で評価しなさい、ということです。

2段落目、こちらは目標値だけでは十分な評価が難しい場合は、それを補完するデータ、事業の実績とか社会情勢等を踏まえて、全体的に分かりやすく成果を示す必要があるということでした。

次に(2)ですが、これは「課題と対応方針」に関しましていただいた意見を取りまとめたものです。1段落目は総論的な内容で、2段落目は先ほど御意見いただきました、課題の把握や設定方法に関して、事業を実施している中で突き当たった課題などについて現状分析をしなさい、ということと、長期的な視点だけではなく、短期的な視点も加えて、課題を具体的に設定する必要があるという内容です。

以降、次の8ページまでは、対応方針の書き方ですが、あまり一般的な内容ですと、なかなか評価しにくい部分や、次にフォローしにくい部分もあるので、なるべく成果につながるように具体的に書くべきだ、というようなことです。

最後、8ページ目の「さらに」の部分は、政策について、「政策を推進する上での課題と対応方針」には、各施策固有の問題だけではなくて、全体に共通する問題も分析した上で分かりやすく記載するべき、という内容です。

以上が主な意見の部分です。各分科会での意見は先ほど御審議いただき、合意いただいた内容でございます。

以上で、答申案の前半についての説明を終わらせていただきます。

井上部会長 どうもありがとうございました。

それでは、今の答申案のⅠからⅢの部分につきまして、御審議をいただきたいと思っておりますので、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

先ほどの議論の中で、評価のフォーマットの問題が出ていて、答申に入れるべきかどうか、また、入れるとすると、どこに入れるべきか、ということも少し御検討いただく必要があるのかも知れません。場所としては、やはり施策の成果の評価の部分である(1)の②のところが良いとは思いますが、この答申案になじむものかどうかという判断もあると思っておりますので、事務局で御検討いただければと思います。

また、(2)の1段目の最後のあたりの「課題と対応方針」のところは、先ほど本図委員からもお話があったように、次に何をやるかというところを今までやってきた実績を踏まえて書くべきではないか、ということが各分科会共通の認識で

はないかと思えます。そうするとここは「短期的視点も加えて」という書き方ではなく、あるいはその前の「長期的視点」という言葉を外すような表現にした方が良いかと思えます。実践してきた中で問題になってきたようなところを抽出して、それに対して的確な対応方針をとるといったことではないかと思えますので、長期、短期という言い方はあまり良くないように思えます。ここは少し表現を検討していただいたほうが良いかと思えます。

そのほか御意見ございますでしょうか。

寶澤委員 「長期的」、「短期的」という表現は、私たちの分科会で、50年後の健康寿命を延ばしますというような、大変長い目で見た話があって、多分30年前の政策が今の我々の要介護認定などに影響しているのですが、「出生数を増やす」や、「健康寿命を延ばす」位しか指標がないときに、「課題と対応方針」のところで健康寿命は何歳で、全国と比べて何位であるとか、努力が必要であるといったことしか書かれていないと、それだけでは評価が難しいです。担当課は理解しているとは思いますが、やはり「短期的」という言葉がどこかに入っていないと、その議論が活かされないのではないかということで、私たちの分科会で、その言葉を入れることお願いしたものですので、ぜひ検討していただきたいと思えます。

井上部会長 趣旨は了解いたしました。

企画・評価専門監 井上部会長は、課題の捉え方として、あくまでも実際の事業等の実績によって把握すべき、という御意見でしょうか。

井上部会長 そういう要素も加えて、というような書き方でも良いと思えます。

企画・評価専門監 分かりました。では、「短期的」という記述は残す方向で、詳細については、御相談させていただきたいと思えます。また、マニュアルについては部会長と検討させていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

井上部会長 その他御意見等ございましたらお願いいたします。

本図委員 7ページ(2)の「課題と対応方針」の部分には、今の寶澤委員と井上部会長の御指摘の両方の点が入っています。要は、去年の内容そのままということ Avoiding を避けていただきたいということです。去年何ができて今年は何が課題かというときに、事業の実績等を分析していく必要もあるし、そのときに「長期的」だけではなく「短期的」な観点でも見ていく必要もあるしという、両面のことが趣旨として入っています。何年か委員をやっておられますと、去年の書類も見てきていますので、今申し上げたようなところを担当課の皆様に伝えていただくようお願いしたいと思えます。

企画・評価専門監 分かりました。先ほど井上部会長から御意見のありました、総合評価の基本票のフォーマットの関係で確認させていただきたいのですが、現在は4つの評価基準があって、最後の「事業の成果等」の欄が、事業の成果とあわせて総合的な評

価を書く欄になっております。それに対して第3分科会で、例えば、もう一つ欄を追加して、総合的な評価を入れるという御意見がありましたが、欄を増やすことによって、かなり作業量やページ数等が増えるという支障も考えられます。したがって、必ずしもフォーマットの追加ではなく、マニュアルを徹底して、既存の欄にうまく書き込むような方法等も、事務局では検討したのですが、それも踏まえて②の答申案に欄の追加についての意見を入れるかどうかということに関して、委員の皆様の意見も確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

井上部会長 要するに、どういう基準で評価するのかというところを徹底していただければ、全く差し支えございません。

企画・評価専門監 分かりました。ありがとうございます。

井上部会長 その他ございますでしょうか。

佐々木委員 意見ではなく、素朴な疑問ですが、5ページ、6ページのところで、将来ビジョンと震災復興計画の両方で、県の施策評価の判定の「適切」が昨年度に比べて大きく減っているのですが、どうしてでしょうか。

企画・評価専門監 全ての分科会に出席させていただきましたが、「評価の理由」の書き方について、指標だけに偏っている、プロセス評価がなされていない、などの意見が昨年度よりも多くの政策・施策において出されたことなどによるものかと思います。

井上部会長 その他いかがでしょうか。

それでは、こちらについてもまとめさせていただきたいと思います。

一つは施策評価に関する基本票のフォーマットに、総合的な評価を書く欄を設けるかどうかということと、それから7ページの一番下の「課題と対応方針」に関しての記述のところで、事業の実践を通じての課題の把握などについて、少し表現を追加していただくようなことかと思いますが、その2点がこの案に対する御意見ということでもよろしいかと思います。

表現等をどうするかについては、この場で検討するとかなり時間がかかってしまうと思いますので、できれば、事務局と私とのやりとりで、皆さんの御意見を踏まえて修正するというにさせていただくということで、その他全体については特に御意見はなかったと思いますので、そういう形でこのⅠからⅢの部分をもとめさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(全員異議なし。)

井上部会長 どうもありがとうございます。では、先ほど後半の部分については御審議いただいて、このままでよろしいという結論をいただいておりますので、この前半部分については、若干必要な修正を加えるという方向で、まとめさせていただきたいと思います。

それでは、答申案の表現等の調製につきましては、私のほうに一任させていただければと思います。最終的には7月26日に知事に答申ということですが、そちらにつきましても私に御一任いただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(全員異議なし。)

井上部会長 ありがとうございました。

それでは、予定されていた議題は以上でございますが、全体で集まる機会はしばらくはないと思いますので、委員の皆様、何かございましたらぜひこの機会に御発言をお願いしたいと思います。

(特に意見なし。)

井上部会長 では、特段御意見等がないようですので、事務局に進行をお返ししたいと思います。長い時間、活発な御議論どうもありがとうございました。

司 会 以上をもちまして、平成28年度第2回政策評価部会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

宮城県行政評価委員会政策評価部会

議事録署名人 稲葉 雅子 印

議事録署名人 内海 康雄 印